

別記様式50-1-1 維持管理基準等への対応状況（安定型最終処分場）

1 維持管理基準*関係

基準	措置内容	関連書類等
飛散、流出 (第2条第2項柱書き →第1条第2項第1号)	えん堤による流出防止と適宜覆土等による飛散防止措置とともに、搬入車両の覆いの設置、洗車などを実施し対応する。	index10 維持管理計画書2p
悪臭 (第2条第2項柱書き →第1条第2項第2号)	受付管理、展開検査の徹底により悪臭発生防止に努める。	index10 維持管理計画書3p
火災 (第2条第2項柱書き →第1条第2項第3号)	受付管理、展開検査の徹底、防火用土砂の確保、消火器の設置及び場内禁煙措置、防災訓練等の実施により対応する。	index10 維持管理計画書3p
衛生害虫等 (第2条第2項柱書き →第1条第2項第4号)	受付管理、展開検査の徹底により許可品目以外の廃棄物の混入を防止し衛生害虫の発生を防止する。	index10 維持管理計画書3p
立札 (第2条第2項柱書き →第1条第2項第6号)	処分場の出入り口部に、たて札を設置。変更が生じた場合には速やかに書き換えを行い必要な措置を講じる。	index10 維持管理計画書3p
擁壁等の点検 (第2条第2項第2号柱書き →第1条第2項第7号)	定期的な点検を実施、損壊の恐れがある場合又は、損壊箇所が見つかった場合には速やかに廃棄物の搬入を停止し、原因を追及し破損防止措置や補修を行う。	index10 維持管理計画書5p~9p
残余容量の測定、記録 (第2条第2項第2号柱書き →第1条第2項第19号)	年1回以上、処分場残存容量の測定を実施し記録する。	index10 維持管理計画書11p
記録の作成及び保存 (第2条第2項第2号柱書き →第1条第2項第20号)	埋め立てられた産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）及び数量、最終処分場の維持管理点検、検査、その他の措置の記録並びに石綿含有産業廃棄物を埋め立てた場合にあっては、その位置を示す図面を作成し永年保存する。当該土地の権利移動の際には、新たな権利者へこの記録を引き継ぐものとする。	index10 維持管理計画書11p
囲い (第2条第2項第2号イ)	施設への侵入防止対策として、町道側には高さ1.5mのフェンスを設置、出入り口には施錠ができる門扉を設置する。 埋立終了後は緑化後に資材置き場として利用する計画である事から、埋立地の範囲を明らかにする為、埋立終了時に処分場開口部外周には杭を設置し埋立地の範囲を明示する。	index10 維持管理計画書3p index16 図面番号4 管理施設位置図
展開検査 (第2条第2項第2号ロ)	展開検査場にて検査を実施、受入可能品目以外の廃棄物が埋立時に混入するのを防止する。	index10 維持管理計画書1p,4p
地下水の水質検査 (第2条第2項第2号ハ)	地下水検査は処分場を挟んだ地下水の上流側、下流側に各1箇所ずつ設置する観測モニタリング井戸より採取し年1回項目、月1回項目の水質検査を実施・記録・保管する。	index10 維持管理計画書10p
地下水の水質悪化が認められた場合の措置 (第2条第2項第2号ニ)	地下水の水質検査の結果、水質の悪化が認められた場合には、速やかに関係部局への連絡を行い適切な対策をとる。	index10 維持管理計画書5頁§7、災害防止のための計画書 §2.7
浸透水の水質検査 (第2条第2項第2号ホ)	処分場下流部に設置した浸透水採水柵より水質検査を実施。年1回項目、月1回項目をそれぞれ実施記録する。	index10維持管理計画書10p,14p index16 図面番号4 管理施設位置図

* 「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」

維持管理に関する計画

排ガスの性状		設計計算値	維持管理基準値	測定頻度
ばいじん [g/Nm ³]		/		
硫黄酸化物 [Nm ³ /h]				
窒素酸化物 [cm ³ /Nm ³]				
塩化水素 [mg/Nm ³]				
ダイオキシン類 [ng-TEQ/Nm ³]				
放流水の水質		設計計算値	維持管理基準値	測定頻度
水素イオン濃度 (pH)		該当なし	該当なし	該当なし
生物化学的酸素要求量 (BOD) [mg/L]		〃	〃	〃
化学学的酸素要求量 (COD) [mg/L]		〃	〃	〃
浮遊物質 (SS) [mg/L]		〃	〃	〃
その他*		設計計算値	維持管理基準値	測定頻度
騒音		該当なし	該当なし	/
振動		〃	〃	
その他 維持管理に 関する事項	施設整備・点検の頻度等	別添維持管理計画書 5～9、12 頁のとおり		
	維持管理基準等への 対応状況	別記様式 50-1-1 のとおり		
	その他	別添維持管理計画書のとおり		

※ 騒音、振動等についても周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値を定める場合には、適宜記載すること。

維持管理計画書

【 目 次 】

	頁
§ 1.産業廃棄物の受入方法	1
(1).事前確認	1
(2).委託契約締結	1
(3).受付作業	1
§ 2.産業廃棄物搬入時確認	1
§ 3.展開検査実施方法	1
(1).展開検査場での確認方法	1
(2).展開検査終了時の対応	2
(3).展開検査の精度の向上	2
§ 4.埋立前処理	2
§ 5.埋立管理	2
(1).埋立作業	2
(2).覆土	2
(3).飛散防止対策	2
(4).騒音・振動及び粉じん防止対策	2
(5).搬入道路の安全・衛生の確保	3
(6).悪臭防止対策	3
(7).火災発生防止対策	3
(8).発生ガス、衛生害虫獣などの発生防止対策	3
(9).作業営業時間	3
(10).困 い	3
(11).立 札	3
§ 6.埋立作業フロー	4
§ 7.緊急・異常事態への対応	5
§ 8.施設管理	5
(1).貯留構造物の管理	5
(2).貯留構造物管理のための基礎資料	5
(3).貯留構造物損傷防止対策	5
(4).施設点検計画	6-8
(5).埋立終了後の維持管理項目	9
§ 9.モニタリング・水質等の環境管理計画	10
§ 10.維持管理に関する記録閲覧方法	11
§ 11.施設点検記録表	12
§ 12.埋立終了から廃止までの維持管理計画書	13-14
§ 13.最終処分場の定期検査の実施について	14
§ 14. 埋立終了後の維持管理費用の確保について	14

§ 1. 産業廃棄物の受入方法

(1) 事前確認

排出事業者から処分依頼があった場合、産業廃棄物の情報（種類、発生工程、量、性状等）を入手し、必要に応じて分析データ（ダイオキシン類、金属類等）等についても提出を求める。

(2) 委託契約締結

事前の確認において、受入に支障が無いことが確認されてから、委託契約を締結する。

(3) 受付作業

①管理棟において受付する際に、目視により車両に積まれた産業廃棄物を確認する。その際、事前に結んだ契約の内容又はマニフェストの記載内容と異なる産業廃棄物であることが確認された場合には、受入を拒否する。②①の確認が終了した車両は飛散防止対策などの環境保全措置確認の後、トラックスケールにて計量を行う。

§ 2. 産業廃棄物搬入時確認

- (1) トラックスケール及び管理棟は、現状で使用しているものを流用する。計量後、展開検査場所へ速やかに誘導し展開検査を実施することにより搬入廃棄物を処理できる種類かどうかを目視、展開検査で確認後、埋立処分とする。
- (2) 処分できる廃棄物以外のものが混入されないようにするため、排出業者との連携を密にし、多様化する廃棄物の処理対象物毎の排出事業者による分別や有害物質等の除去をより円滑に行えるようする。
- (3) 産業廃棄物の種類、性状、及び特性を契約書、マニフェスト、目視等（展開検査場所にて）で確認するとともに、これらが不明の場合は当該廃棄物は受け入れないこととし、もし対象外の廃棄物が確認された場合には、速やかにこれを全量引き取ってもらう。
- (4) マニフェスト以外に管理帳簿（廃棄物内容別・搬入者別・車輜・氏名・地域に分類）を作成し、一年毎に閉鎖し、帳簿閉鎖後は事業場ごとに5年間保存する。

§ 3. 展開検査実施方法

(1) 展開検査場所での確認方法

- a. 搬入された産業廃棄物を積み降ろす前に、安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入し、又は付着するおそれがないかを車上から目視で確認する。
- b. 目視等の結果、安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入又は付着していたことが判明した場合は搬入処理を拒否する。
- c. 搬入された産業廃棄物を展開検査場所に降ろし重機を用いて安定型産業廃棄物以外の廃棄物の混入等を検査し当該廃棄物の混入が確認された場合は、搬入処理を拒否する。
- d. 万が一搬入業者が帰ってしまった場合は、別途用意したコンテナ等に当該廃棄物を一時保管し搬入業者に連絡し、速やかに持ち込まれた廃棄物全量の引き渡し手続きを行う。
- e. 安定型産業廃棄物以外の廃棄物等があった場合は、写真撮影を行い、排出業者、収集運搬業者廃棄物の種類及びおおよその量を、別紙「展開検査記録票」に記録保管する。
- f. 展開検査については、搬入車両毎に行い、上記eまでの作業が終わるまでは搬入車両に関して処分場への搬入作業は行わない。

展開検査記録票					
別紙					
マニフェスト番号					
記録項目	内 容				
搬入年月日	年 月 日 時 分				
排出者名					
車輜番号					
運転者名					
廃棄物の種類 (右欄並みの分類)	廃プラ	ゴムくず	金属くず	ガラスくず	がれき類
廃棄物の量	t・g	t・g	t・g	t・g	t・g
うち石綿含有物	t・g	t・g	t・g	t・g	t・g
安全型産業廃棄物 以外の量					
種 類	木くず	紙くず	繊維くず		
数 量	kg	kg	kg	kg	kg
検査方法					
搬入者名					
写 真					

(2) 展開検査の終了時の対応

安定型産業廃棄物以外の廃棄物等が混入された場合、排出業者に連絡し全量引き取ってもらう。

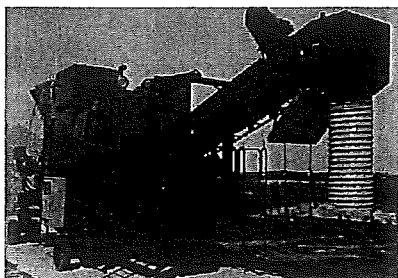
(3) 展開検査の精度の向上

展開検査にあたって、袋等に入った状態で搬入された場合には、内容物の確認を行うものとする。

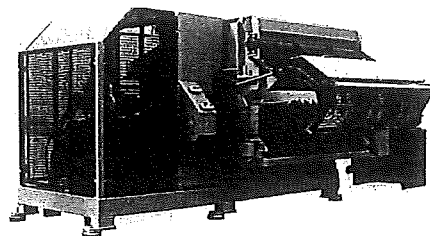
また、工作物の新築、または改築または除去に伴って生じた安定型産業廃棄物を中心に熱しやく減量（5%以下であること）の測定を定期的（年2回程度）に行う。

§4. 埋立前処理

廃プラスチック類については既存施設、カッター機能があるアタッチメントを装着した油圧ショベル及び(株)プラコー製MS-1500及びウエノテックス(株)製UCK-75一軸破碎機等を用いて最大径、概ね15cm以下に破碎後埋立てる。(破碎径は付属スクリーンにより調整)



ウエノテックス社製
UCK-75 (19.47t/日)



プラコー社製
MS-1500 (4.63t/日)

§5. 埋立管理

(1) 埋立作業

荷下ろしされた廃棄物は、埋立エリアに層状に敷均し転圧を行う。埋立1層当たりの高さは3.0m程度を上限とし、埋立廃棄物層の法面勾配は1:5.0程度の緩勾配とする。

(2) 覆土

飛散する恐れのある廃棄物を埋め立てた場合、飛散防止措置として覆土を実施する。(厚さ15~20cm程度)

(3) 飛散防止対策

① 飛散が懸念される廃棄物対策として即時廃棄物が露出しない状態になるまで覆土を実施。

埋立終了時には50cmの最終覆土を行い、その後草地とする。

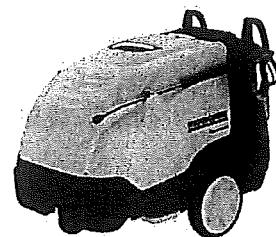
② 搬入車輻に覆いを取り付ける等、搬入時に車輻より廃棄物が飛散しないよう対策をとる。

③ 廃棄物飛散の発生状況の監視を行い、飛散が生じている場合は速やかに清掃する。

巡回は原則として1回/1日実施とする。

④ 埋立地に廃棄物を搬入した車輻が車体やタイヤ等に土砂や廃棄物が付着したまま公道へ出るのを防ぐため、土砂、廃棄物の付着のひどい車輻については、管理事務所前にある洗車設備を用いてタイヤ洗浄する。

(管理施設位置図参照)



ケルヒージャパン HDS10 / 19M
吐出水量 470~1,000L/min

(4) 騒音・振動及び粉じん防止対策

廃棄物運搬車両に対しては、安全運転の実施や飛散防止措置等をドライバーへ周知、徹底する事により周囲への影響を与えないように管理する。埋立作業機械による騒音・振動は、処分場の土堰堤により多少の防音効果が期待できるが、作業していない重機等のアイドリングストップや、無駄な空ぶかしの防止などを徹底する。その他、騒音による影響を更に低減する対策として低騒音型の機械を採用することも検討する。廃棄物の飛散が懸念される廃棄物を埋立た場合には、速やかに覆土を行い飛散防止に努める。

(5) 搬入道路の安全・衛生の確保

- ① 搬入道路が道路事情その他の理由により交通整理を必要とする場合、交通整理員を配置、安全の確保に努める。
- ② 搬入路道路は常に清掃し、清潔の保持を努めるとともに必要に応じて補修などを行う。
- ③ 処分場内の速度制限を徹底する。(時速 20km～30km 程度)

(6) 悪臭防止対策

著しい悪臭が発生する産業廃棄物が受け入れ時に確認された場合は、許可品目以外の廃棄物が付着している確率が高い事から、これら廃棄物の受入をおこなわないよう管理を徹底する。

(7) 火災発生防止対策

- ① 受付管理、展開検査の実施による火災原因物質混入を防止する。
- ② 防火用の土砂を確保する。(覆土材兼用)
- ③ 埋立作業重機内には消火器を備え置くものとし、同事業所内の施設内に設置してある消火器も用いる。
- ④ 最終処分場内での火気の使用は厳禁とし、その旨を立て札等で主要個所に明示。さらに社員の教育及び搬入業者への周知の徹底。その他、防災訓練を実施する。
- ⑤ 消火設備の設置位置が明確に分かるよう表示版等を設置。年1回の点検整備を行う。

(8) 発生ガス、衛生害虫獣などの発生防止対策

安定型最終処分場は衛生害虫獣やガスが発生するような産業廃棄物の埋立は行えないことから、許可品目以外の廃棄物の付着・混入を防止する事により未然に防止する事ができ、契約管理・展開検査・受入管理等の徹底おこなう事により未然に防止する。万一これらが発生した場合には速やかにその原因となる廃棄物の撤去をおこない、原因の究明を行う。

(9) 営業・搬入時間

	営業時間	搬入時間	備考
4月～12月	8時～17時	8時～16時30分	月曜～土曜
1月～3月	9時～16時	9時～15時30分	平日
	9時～12時	9時～11時30分	土曜日
昼休み	12時～13時	12時～13時	

(10) 囲い

施設への侵入防止対策として、町道側には高さ1.5mのフェンスを設置、出入り口には施錠ができる門扉を設置する。埋立終了後は緑化後に資材置き場として利用する計画である事から埋立地の範囲を明らかにするため、埋立終了時には処分場開口部外周には杭を設置し埋立地の範囲を明示する。

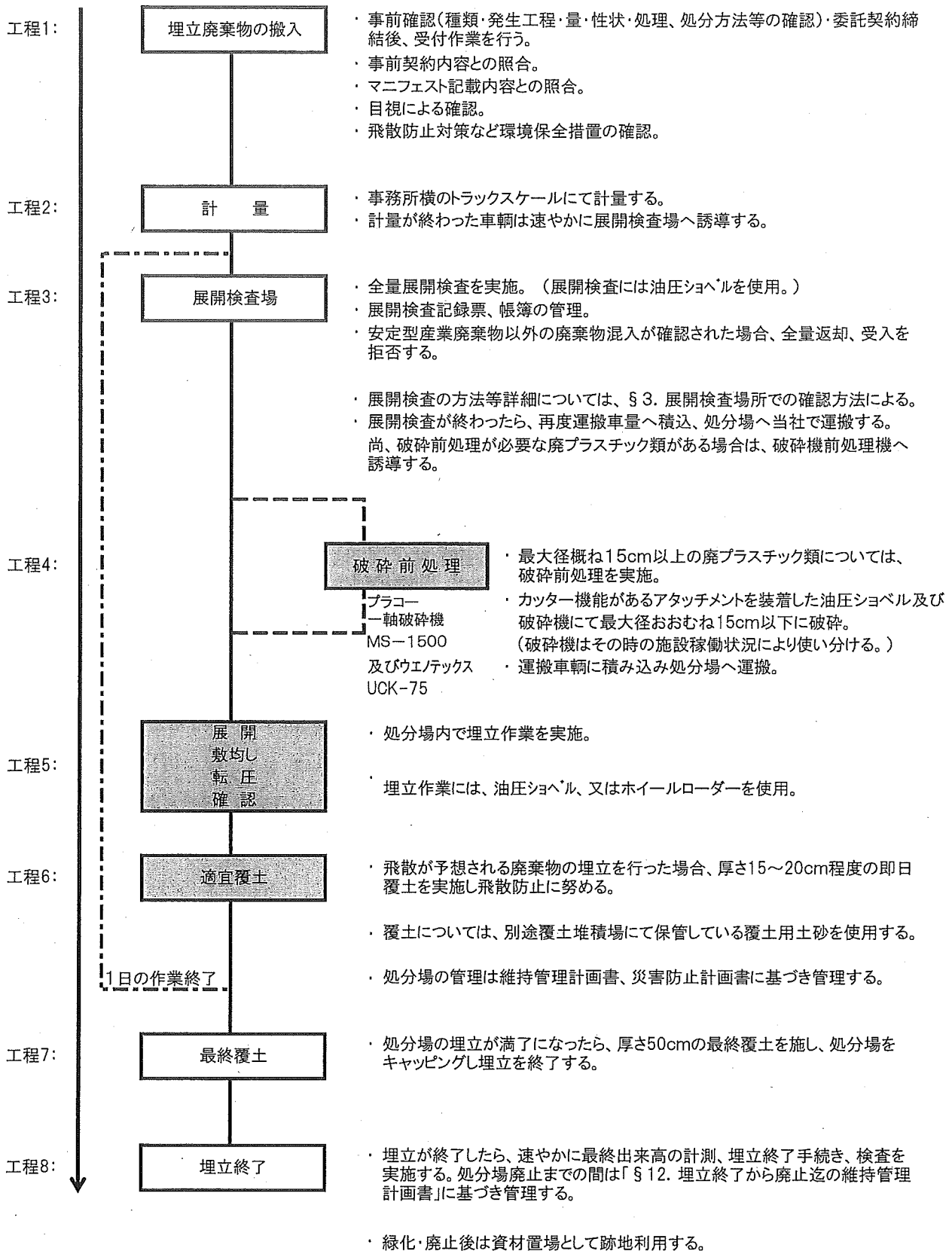
(管理施設位置図、作工図参照)

(11) 立札

産業廃棄物処分場である事を示す立札の設置は処分場入口部の見えやすい場所に設置する。尚、立札が破損した場合は、直ちに補修・復旧し、表示事項に変更があった場合は速やかに書き換える。

(管理施設位置図、土工・道路・舗装定規図・立札詳細図参照)

安定型最終処分場の埋立工程



§7. 緊急・異常事態への対応

次に掲げる場合には、速やかに最終処分場への産業廃棄物の搬入及び埋め立て処分を中止し早急に不適合となった原因の調査を行うこととし、十勝総合振興局保健環境部環境生活課、幕別町役場環境衛生係に連絡するとともにその調査結果に基づき、基準不適合の原因となった廃棄物の除去等及び生活環境保全上必要な措置を講じる。

- ① 浸透水・地下水に係る地下水等検査項目の検査結果が基準に適合してないとき。
 - ② 浸透水に係る BOD の水質検査結果が 20mg/l を超えているとき。
- ※各水質基準値については「§9.モニタリング・水質等の環境管理計画」参照。

貯留構造物が損傷し、廃棄物が流出する等の異常事態が発生したときには、十勝総合振興局保健環境部環境生活課幕別町役場環境衛生係、消防署及び警察署、その他関係する機関への連絡を行い、直ちに埋立処分中止し流出した廃棄物の回収、その他状況に応じた生活環境保全上必要な措置を講じる。(詳細は災害防止計画書参照)

§8. 施設管理

(1) 貯留構造物の管理

- ① 埋立作業等における貯留構造物の損傷・破損を防止するための管理対策を実施する。
- ② 構造物の損傷による事故を防止するため、貯留構造物や周辺地盤を点検して異常の早期発見に努める。
- ③ 貯留構造物に損傷があることが判明した場合は、補修計画を立て速やかに補修する。

(2) 貯留構造物管理のための基礎資料

最終処分場の計画、調査、設計及び施工に関する資料のうち、貯留構造物についても必要なものをこれを整理し保管する。

- ①地質に関する資料 ②水文及び気象資料 ③堤体、地下水モニタリング施設、浸透水集排水施設及び基礎処理の計画並びに設計計算書 ④竣工図 ⑤施工記録 ⑥埋立前の堤頂の高さ、位置、堤体のはらみ出し、傾きなどの初期計測値 ⑦その他必要と思われる資料。

(3) 貯留構造物の損傷防止対策

貯留構造物の損傷を防止するために、以下のような対策をとる。

- ① 埋立作業規定の制定
貯留構造物の近くで作業する際に、構造物を損傷しないための最善の注意をはかるようにする。
- ② 埋立機材オペレーターへの作業教育
埋立機材の衝突などで貯留構造物に思わぬ大きな力を及ぼすことがあるので、埋立機材の運転には、特に注意する必要がある。この点について、作業オペレーターの教育を実施し作業員の災害防止意識を徹底する。
- ③ 埋立工法の明確化と作業員への周知
埋立地表面の高さなどは明確に定めておき、作業員にも周知させておくことが重要であり、貯留構造物の近くで作業が行われる時期には作業員への周知を行う。
- ④ 地震、大雨等異常事態の対策
地震、大雨等の異常時に、貯留構造物が倒壊又はその恐れがあるときには、埋立廃棄物の流出を防ぐため、土のう積み等の対策を取れるようにしておく。

(4)施設点検計画

貯留構造物の損傷を早期発見することは、周辺環境への影響を最小限に留め、経済的な補修方法を採用することを可能にする。さらに、事前にその原因を排除し損傷を防止することも可能とする。このためには、計画的な点検を行い、埋立地の構造、貯留構造物の構造に見合った点検方法や頻度などを定めた点検計画に基づきこれを実施するものとする。

【日常点検】

周辺の環境に影響を及ぼすことなく埋立を行うために、貯留構造物の損傷防止及び損傷の早期発見を主たる目的とする。万一、損傷が認められた場合には、損傷の原因や補修の必要性などを検討するための情報が得られるようにする。

【詳細点検】

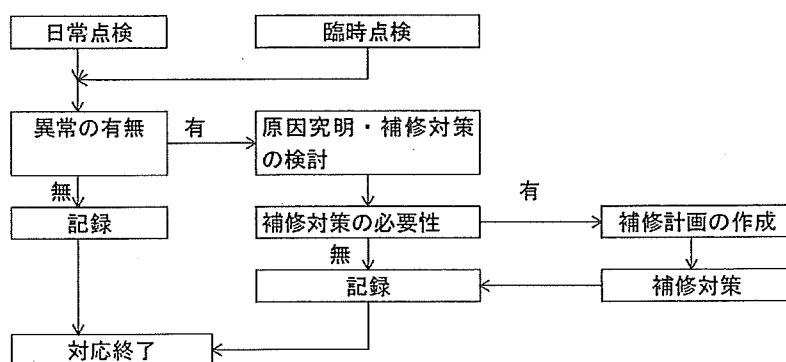
貯留構造物に損傷があることが判明しても、原因が不明な場合や補修の必要性が不明な場合あるいは、補修方法を検討するために必要な場合などに実施する点検として試験装置の使用、必要に応じボーリング調査等を行う。

【異常点検】

地震、大雨、凍結などの異常時、貯留構造物への損傷の有無を調べる為に実施。

【点検の手順】

上記点検を行う手順としては、下記のフローチャートのとおり。



a-1. 【堤体の日常点検】

①堤体への廃棄物、土砂の堆積状況、②堤体への雑草の植生状況、③堤体からの湧水の有無、④堤体の亀裂の有無⑤堤体土の膨潤の有無、⑥堤体の沈下、移動状況、⑦小段の侵食状況、⑧法面の侵食、洗掘状況、⑨法面のはらみ出し状況、⑩法面の滑落、崩壊の有無、⑪基礎の沈下状況、⑫地盤・地山からの漏水の有無、⑬地山の滑落、崩壊の有無、⑭その他

a-2. 【堤体の詳細点検】

①漏水量測定

水みちが出来て水が流れている状態や堤体の表面からにじみ出ている状態等が認められた場合には、直ちに埋立を中止し、漏水量の増加を注意して観察する。また、漏水が認められた場合、その量を容器を用いて定期的に観測、漏水量の変化に注意しておく。漏水量が急激に増加するような場合は、崩壊の前兆である可能性が高いので早急に対策を講じる。さらに、漏水が認められた場合、その漏水が地下水であるか浸透水であるか水質検査実施し確認する。

②沈下量測定（堤体）

堤体の沈下量の測定は、堤体の天端の標高を水準測量すること等によって行い移動量の測定は、トランシットなどによるトラバース測量などを行うことによって実施。測定の結果、特に変化が大きかつ

たり、局所的な沈下及び移動があることが認められた場合にはその原因を調査し対策を立てる。

③埋立地滞水位測定

本計画では、堤体及び底部に浸透水採取管設備を設けており埋立地内部に滞水が起きない設計となっています。万が一管渠の破損など何らかの原因で水抜管が機能不全を起こした場合の滞水位観測方法として、ストレーナーパイプやボーリング等により水位観測する。

④地下水位測定

ボーリング孔を利用して測定する。

⑤堤体内部状況の調査

ボーリングコアを行いた観測や土質試験等により堤体内部の土の状態を判断する。

⑥その他

堤体法面の傾斜角等測定を行うなど、必要と思われる事項

a-3. 【堤体の補修】

補修方法は、損傷の原因とその状況に応じて適性な方法を選ぶ必要があり、一般的な補修方法として下記のようなものがある。

①押さえ盛土の施工、②土留擁壁の施工、③張りブロックの施工、④グラウト工法の施工、⑤法尻砂利（布団カゴなど）の追加、⑥縦排水溝の施工、⑦排水ドレーンの設置、⑧堤体表面に遮水工設置、⑨基礎地盤、地山の改修または改良、⑩その他

b-1. 【雨水集排水施設、防災沈砂地、放流施設の日常点検】

雨水集排水設備の日常点検は、以下の項目について行う。

1-1.集排水路

①U型側溝、集水柵、接続柵等の損傷及び不等沈下の有無、②U型側溝、集水柵、接続柵等の土砂の堆積状況③溢流箇所や滞水箇所の有無とその状況、④周辺部からの水及び土砂の流入状況の確認、⑤周辺部の雑草などの生育状況、⑥その他

2-1.雨水集排水施設の清掃作業

①側溝、集水柵、接続柵に堆積した廃棄物や土砂の清掃、②側溝等肩部周辺に生育した雑草除去、地ならし③その他

b-2. 【雨水集排水施設の補修】

補修を必要とする場合には、損傷の原因、損傷の範囲等を十分に検討した上で、補修方法等を検討し補修計画を策定する。また、補修にあたっては、周辺への環境への影響、他の構造物への影響、埋立作業への影響を考慮する。

1-1.集排水路、放流施設

①コンクリートのひび割れや欠落は、エポキシ樹脂注入、パテ、あるいは早強セメント修理などによる補修を実施。②不等沈下による継目のずれや破壊等は、基礎地盤を調査し、地盤の改良、改修も併せて行う。③管渠などの取り替えを行うときは、基礎地盤を調査し、取り替え後不等沈下が起こらないように基礎、地盤などを改良します。④管渠などの損傷程度によっては、管路を別の位置へ移設することも考える。⑤その他

e-1. 【浸透水集排水施設の日常点検】

浸透水集排水施設の日常点検項目については、以下の項目について行う。

①管のひび割れ、穿孔、②管へのスケールの付着、③管の継ぎ手からの漏水、④被覆剤の流失、形状変化⑤管の詰まり（出水口及び管内の点検）⑥その他

埋立廃棄物層の下に埋まった状態の集排水管

この場合は、集排水管の損傷の有無を以下の項目などから総合的に判断する方法をとる。

- ①浸透水集排水施設の出水口での水量の変化、②埋立地内の滞水、③地表面の亀裂、陥没、④管の詰まり（出水口及び管内点検）、⑤その他

e-2. 【浸透水集排水施設の日常点検、詳細点検の方法】

①地表にある状態の集排水管

日常点検は、目視による点検を主体とし、異常の可能性が認められた場合には、異常のあった管を取り外して内部を見たり、出水口から管の内部を覗いたりする事により確認する。

②埋立廃棄物層の下に埋まった状態の集水管

この状態での損傷は、「1.浸透水集排水施設の出水口の水量が減少した。」「2.埋立地内の滞水位が上昇した、又は埋立地内の水はけが悪い」などの状況から判断するが、集排水管の一部が破損して詰まったとしても、すぐに浸透水の水量の減少や埋立地内の滞水位の上昇が起こることは少ない。従って、大雨などの後に埋立地内の滞水位がなかなか下がらない（水はけが悪い）といった現象が見られたとき、底部集排水管に変状の可能性があると考えられ、変状の可能性が認められた場合、損傷した集排水管の位置を確定する。このための詳細な点検項目は次を基本とする。

- a.埋立地内の滞水位を集排水管に沿って数ヶ所測定し、その水位の状況から異常位置を推測する。
- b.集排水管に向かって竖穴を掘り、集排水管内部の流水量を調べて、異常の有る位置を推定する。
- c.集排水管の出水口に近い部分では、マイクロカメラ等による管内点検。
- d.その他最善と思われる方法。

【点検の頻度】

a)地表にある状態の集排水管	週 1 回程度又は他施設の巡回点検と併せて実施。
b)埋立廃棄物層のしたに埋まった状態の集排水管	a)と併せて点検実施 降雨時などの水はけの状態等

e-3. 【浸透水集排水施設の補修方法】

補修を必要とする場合には、損傷の原因、損傷の範囲等を十分に検討した上で、補修方法等を検討し補修計画を策定する。また、補修にあたっては、周辺への環境への影響、他の構造物への影響、埋立作業への影響、必要な経費等を考慮する。

地表にある状態の集排水管

- ①破損した管の取り替え、②破損した管の修理、③スケーリング、目詰まり成分の除去、④その他

埋立廃棄物層の下に詰まった状態の集排水管

この場合、集排水管の損傷によって起こる障害が埋立地内の滞水位の上昇であるから、この障害を取り除く方法で補修方法を考える。例えば、被覆材の目詰まりや管内のスケールの付着は一部だけの現象でなく全域に及んでいる場合が多いと考えられることから、集水ピット等の地下集水施設を数ヶ所新設することによって、埋立地内の滞水位を下げる。

f1. 【地下水観測井の点検】

観測井の点検にあつては、次の状況把握のための情報を収集する。

- ①損傷の有無、②損傷の原因、③損傷の必要性、緊急性、④修復方法

観測井の点検

ア.観測井開口部からの雨水流入防止対策

雨水が観測井の開口部から流入した場合、地下水の希釈あるいは懸濁が生じ的確な実測値が得られない危険性があるため、観測井の開口部には常時キャップする。

イ.観測井の損傷点検

観測井に損傷が生じた場合、適確な実測値が得られない危険性がある。よって損傷を発見し次第、早急に補修する。

(5).埋立終了後の維持管理項目

①最終覆土の施工状態、沈下、破損状況、②地下水などの水質検査、③埋立地内部の温度、④埋立場周辺の作物などの生育状況（生活環境）、⑤U型側溝の土砂及び落葉等の堆積物の除去・貯留排水構造物の点検、⑥浸透水の水質検査 ①～⑥の項目について維持管理を行う。詳細は「§ 10.埋立終了から廃止までの維持管理計画」参照。

§9.モニタリング・水質等の環境管理計画

処分場からの浸透水による処分場周縁の環境管理項目実施事項は次のとおり実施し記録する。

水質検査項目一覧

【地下水】					
採取場所：管理施設位置図参照（上流(No.1)、下流(No.2))のモニタリング井戸2箇所より採取					
月一回検査項目	(2項目) 電気伝導率及び塩化物イオン濃度				
年一回検査項目	下記、地下水検査項目及び基準値表より(28項目)				
【浸透水】					
採取場所：管理施設位置図参照（下流側に設けた浸透水採取採取槽）					
月一回検査項目	<table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>基準値</th> </tr> <tr> <td>生物化学的酸素要求量(BOD)</td> <td>20mg/ℓ 以下</td> </tr> </table>	項目	基準値	生物化学的酸素要求量(BOD)	20mg/ℓ 以下
項目	基準値				
生物化学的酸素要求量(BOD)	20mg/ℓ 以下				
年一回検査項目	下記、地下水検査項目及び基準値表より(28項目)				

地下水検査項目及び基準値

<表-2>

	検査頻度		項目	基準値	備考
	地下水				
	年1回	月1回			
有害物質関係	○	×	1 アルキル水銀	検出されないこと。	
	○	×	2 総水銀	0.0005mg/ℓ 以下	
	○	×	3 カドミウム	0.01mg/ℓ 以下	
	○	×	4 鉛	0.01mg/ℓ 以下	
	○	×	5 六価クロム	0.05mg/ℓ 以下	
	○	×	6 砒素	0.01mg/ℓ 以下	
	○	×	7 全シアン	検出されないこと。	
	○	×	8 ポリクロルネイテッドビフェニル(PCB)	検出されないこと。	
	○	×	9 トリクロロエチレン	0.03mg/ℓ 以下	
	○	×	10 テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ 以下	
	○	×	11 ジクロロメタン	0.02mg/ℓ 以下	
	○	×	12 四塩化炭素	0.002mg/ℓ 以下	
	○	×	13 1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ 以下	
	○	×	14 1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/ℓ 以下	
	○	×	15 1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ 以下	
	○	×	16 1,1,1-トリクロロエタン	1mg/ℓ 以下	
	○	×	17 1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ 以下	
	○	×	18 1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ 以下	
	○	×	19 テトラメチルチウラムジスルフィド(チウラム)	0.006mg/ℓ 以下	
	○	×	20 2-クロロ-4,6-ビス(エチルアミノ)-s-トリアジン(シマジン)	0.003mg/ℓ 以下	
	○	×	s-4-クロロベンジル=N・N-ジエチルチオカルバマド(チオベンカルブ)	0.02mg/ℓ 以下	
	○	×	22 ベンゼン	0.01mg/ℓ 以下	
	○	×	23 セレン	0.01mg/ℓ 以下	
	○	×	24 1,4-ジオキサン	0.05mg/ℓ 以下	
	○	×	25 塩化ビニルモノマー	0.002mg/ℓ 以下	
	○	×	26 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	---	地下水環境基準値：10mg/ℓ以下
	○	×	27 ふっ素	---	地下水環境基準値：0.8mg/ℓ以下
	○	×	28 ほう素	---	地下水環境基準値：1.0mg/ℓ以下
	×	○	1 電気伝導率	---	
	×	○	2 塩化物イオン濃度	---	

※ 基準値欄の基準値とは「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令に基づく基準」を示し、「検出されないこと。」とは環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。

§ 10. 維持管理に関する記録及び閲覧方法

施設の点検及び埋立量・水質検査結果の閲覧については管理事務所内に指定閲覧場所を設けて行う。閲覧時間は月曜日から土曜日までの営業時間内で閲覧可能（休業日を除く。）とする。また、帳簿の記録は1カ月ごとに閉鎖し備え置いた日から起算して3年を経過するまでの間備え置き閲覧に供する事とし、処分場廃止までの間保存する。記録閲覧の求めがあった場合は正当な理由なしに閲覧を拒まずに誠実に対応する。その他、維持管理に関する情報公開についてはインターネットにより情報を提供する。

<維持管理に関する記録及び閲覧方法一覧表>

廃棄物処理施設の維持管理状況の記録・閲覧制度（法律第十五条の二の三）		
対象施設	安定型最終処分場	
記録設置期限	記録事項	記録設置期限
	イ及びニ(1)	翌月の末日
	ハ及びホ	当該測定、試験又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日。
	ロ(1)	点検を行った日の属する月の翌月の末日。
	ロ(2)及びへ	当該措置を講じた日の属する月の翌月の末日。
	ニ(2)	当該付着又は混入が認められた日の属する月の翌月の末日。
閲覧時期	記録は、備え置いた日から起算して三年を経過する日までの間備え置き閲覧に供する。	
記録事項	イ、埋立廃棄物の種類、数量	毎月
	ロ、擁壁等の点検	(1) 点検年月日、結果 (2) 破損のおそれ、講じた措置内容、年月日
	ハ、残余の埋立て容量	測定年月日及びその結果（1年に1回以上）。
	ニ、展開検査	(1) 実施回数 (2) 安定型産業廃棄物以外の産業廃棄物の付着又は混入が認められた年月日
	ホ、地下水、浸透水	(1) 採取場所 (2) 採取年月日 (3) 測定結果取得年月日 (4) 測定結果
	へ、地下水、浸透水の水質検査結果、水質の悪化があった場合の措置	(1) 措置年月日 (2) 措置内容

<石綿含有廃棄物の記録に関して>

埋め立てられた廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合、石綿含有産業廃棄物等処理マニュアル(第2版)平成23年3月71頁に基づき、埋め立てられた石綿含有産業廃棄物の種類及び数量の記録並びに石綿含有産業廃棄物を埋め立てた位置を示す図面を作成し永年保存する。当該土地の権利移動の際には新たな権利者へ廃石綿等の管理記録を引き継ぐものとする。

§ 12.埋立て終了から廃止までの維持管理計画書

産業廃棄物最終処分場の廃止基準	本施設の対応
覆土等の措置が講じられていることにより悪臭の発生が認められないこと。 — 1条3項2号	・厚さ50cmの最終覆土をおこない悪臭の発生を防ぐ。
覆土、可燃性の発生ガスの排除等の措置が講じられることにより火災の恐れが認められないこと。 — 1条3項3号	・ガスが発生するような廃棄物が付着、混入した埋立はおこなわないように、展開検査などの受入管理を徹底することとし、万一これらが発生した場合には速やかにその原因となる廃棄物を撤去するものとする。それでもまだ、ガスが発生した場合は原因を追求しガス抜き等の適切な対策をとる。
覆土等の措置が講じられていることにより、はえ・蚊等の衛生害虫等の異常な発生が認められないこと — 1条3項4号	・衛生害虫などが発生するような廃棄物は埋め立てない。 ・厚さ50cmの最終覆土をおこなう。 ・原因となる廃棄物の撤去 ・それでも衛生害虫が発生した場合は原因を追求し適切な対策をとる。(3頁 害虫発生防止表参照)
地下水等の水質検査の結果が、次に該当しないこと。 ・現に基準に適合していない。 ・検査結果の傾向から、基準に適合しなくなる恐れがある。 ただし、埋立処分開始前及び開始後の水質検査結果に基づく水質の変動から水質が悪化したと認められないとき、又は最終処分場以外の原因により水質が悪化したことが明らかなる場合を除く。 — 1条3項5号、— 2条3項2号	・地下水等検査項目 廃止する迄 1回/年 ・廃止に当たっては、その直前に水質検査を実施する。
廃止確認の申請の直前にガスの発生が認められないこと、又は廃止確認の申請の直前2年間以上にわたりガス発生量の増加が認められないことを確認すること。ガス発生量に係る測定結果には、埋立処分終了後に実施されたものが含まれている必要があること。 — 1条3項7号 測定頻度は、ガス発生が認められた場合は原則として3ヶ月に1回以上とする。	【発生ガスの測定方法】 ①埋立地からのガスの発生は気圧の影響を受けることから、測定は曇天時におこなうなど、気圧の高いときを避け、かつ、各測定時の気圧が出来るだけ等しくなるようにする。 ②ガスの発生量の測定は、構造基準による浸透水採取設備から適当な箇所を選定し流量の測定をおこなう。 ③埋立地上部の植物の枯れ死や目視によりガスの発生が認められるなど埋立地からガスが発生している可能性があつて付近に通気装置がない場合は、そこに採取管を設置して測定する。 ④流量の測定方法は、超音波流量計、熱式流量計を用いる方法によるほか、透明な管を通気装置に接続し、煙等を吹き込み、その管内の移動速度も測る方法等が考えられる。なお、熱式流量計については、メタンガスによる爆発の恐れがある場合には防爆型の計器を用いるものとする。測定の頻度は、ガスの発生が認められた場合は原則として3ヶ月に1回以上とする。
埋立地の内部が周辺の地中温度と比べ異常な高温(温度の差が20℃以上)になっていないこと。 廃止の確認の申請直前の埋立地内部の状態について確認する。 — 1条3項8号	埋立地の内部が周辺の地中の温度と比べ、異常な高温になっていないかを確認する。地中温度の測定方法は浸透水採取設備(浸透水採取管)から熱電対式などの温度計を用いて行うものとし、埋立地内部と周辺の地中の温度差が20℃未満であることを確認する。
概ね50cm以上の厚さの土砂等による覆いにより開口部が閉鎖されていること。覆土等の覆いの損壊が認められないこと。 区画埋立地では、全ての区画が覆いにより閉鎖されていること。 — 1条3項9号、— 2条3項2号ニ	・厚さ50cmの最終覆土をおこなう。 ・月1回の定期点検による破損の有無の確認を実施 ・定期検査の結果異常が確認された場合、速やかに覆土の補修を行う。
埋立地からの浸出液又はガスなどによる周辺地域の生活環境保全上の支障が生じていないこと(観測井以外で採取された地下水の水質の悪化・埋立地から発生したガスや放流水(浸透水)による周辺の作物の立ち枯れ等) — 1条3項11号	・地下水等検査項目 廃止する迄 1回/年 ・月1回の定期巡回による周辺環境への影響の確認をおこなう。

地滑り防止工又は沈下防止工、擁壁・堰堤設備、及び雨水等の排出設備（既存設備を除く）について、構造基準に適合していないと認められないこと。 ——2条3項2号ハ	・定期点検による確認。 ・細目は12頁の施設点検記録表による。
廃止の申請の直前に行われた浸透水の水質検査の結果が、次の要件を満たすこと。地丁水検査項目 地下水等の基準に適合 BOD20mg/ℓ以下 ——2条3項2号ハ	【浸透水】 BOD20mg/ℓ以下 廃止する迄 1回/3ヵ月 地下水等検査項目 廃止する迄 1回/年 廃止に当たっては、その直前に水質検査を行う。

§ 13. 最終処分場の定期検査の実施について

許可後は、5年3ヶ月以内毎に産業廃棄物処理施設定期検査申請を行い、北海道による検査を実施し最終処分場が構造基準に適合する判定を受ける事により、適正な施設の運営をおこなう。

§ 14. 埋立終了後の維持管理費用の確保について

埋立終了後の維持管理費用については埋立終了までの間、維持管理積立金制度を用いて積み立てる。